

中医協 薬 - 3  
17. 11. 18

第22回社会保障審議会医療保険部会資料  
平成17年11月10日(木)

# 薬剤に係る給付の見直し等について

## ①処方せん様式の変更等による後発品の使用促進

- 先発医薬品の銘柄名を記載した処方せんを交付した医師が、その後発医薬品に変更して差し支えない旨の意思表示を行いやすくするための方策として、例えば、処方せんの様式を変更し、「後発医薬品への変更可」・「後発医薬品への変更不可」のチェック欄を設けることを検討

(参考: 我が国と欧米諸国における後発医薬品の市場シェア)

国名	後発医薬品の市場シェア(単位: %)	
	数量	金額
日本(2003年度)	16	5
米国(2004年)	53	12
英国(2003年)	55	24
独国(2004年)	41	23
仏国(2004年)	10	7

《出典》日本: 医薬工業協議会、  
米国: Generic Pharmaceutical Association  
英国、独国、仏国: European Generic Medicines Association

〈参考: 欧米における事情〉

○米国、独国、仏国:

処方せんにおいて代替不可とされていない限り、先発医薬品に代えて後発医薬品を調剤することが可能。

○英国: 一般名処方が広く普及している。